

(整理番号 2625)

令和 8 年度長野地方最低賃金審議会 第 4 回本審

議事要旨

開催日時	令和 8 年 8 月 24 日 10 時 30 分～11 時 05 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
○主な審議事項			
1. 令和 8 年度長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について			
● 資料No.36-1 及びNo.36-2 のとおり、2 団体から異議申立書の提出があったため、長野労働局長から長野地方最低賃金審議会あて諮問がなされた。			
2. 令和 8 年度長野地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について			
● 審議の結果、長野地方最低賃金審議会から長野労働局長あて、令和 8 年 8 月 6 日付け答申どおり決定することが適当である旨の答申がなされた。			
3. 令和 8 年度長野県最低賃金専門部会の廃止について			
● 最低賃金審議会令第 6 条第 7 項に基づく長野県最低賃金専門部会の廃止が決議された。			
4. 特定最低賃金検討小委員会報告について			
● 資料No.37 のとおり、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について報告がなされた。			
5. 令和 8 年度特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について			
● 長野地方最低賃金審議会から長野労働局長あて、計量器等製造業及びはん用機械器具等製造業の改正決定について必要と認め、各種商品小売業の改正決定について必要性ありとの結論に達し得なかった旨の答申がなされた。			
6. 令和 8 年度特定最低賃金の改正決定について			
● 長野労働局長から長野地方最低賃金審議会あて、計量器等製造業及びはん			

用機械器具等製造業に係る特定最低賃金の改正決定について諮問がなされた。

- 上記２業種について、専門部会を設けて審議することとなり、委員は、９名（公労使各３名）の構成となった。
- 本日付けで専門部会委員の推薦の公示、関係労使の意見聴取に関する公示を行うことが了承された。
- 特定最低賃金専門部会について、答申に関する異議申出がない場合、異議申出期間の満了をもって専門部会を廃止することが決議された。

7. その他

- 本日の審議結果を受け、令和８年９月２日に官報公示を行い、令和８年１０月２日に発効となるよう事務手続きを進める旨、事務局から説明があった。